

鳥取県立境港総合技術高等学校 入学者選抜の概要

1 入学者選抜の方針

(1) 基本方針

福祉に関する専門的な知識・技術を学びながら、介護福祉士等の受験資格取得に取り組む福祉の心を広く持った生徒の育成をはかるため、福祉科に対する興味・関心・意欲及び能力・適性等を総合的に評価して行うものとする。

(2) 出願資格

入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは、出願する年度末に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

(3) 入学者選抜の種類

入学者の選抜は推薦入学者選抜、一般入学者選抜、再募集入学者選抜により実施する。実施期日は、鳥取県教育委員会が別に定めるが、推薦入学者選抜は一般入学者選抜により前に実施する。また、再募集入学者選抜は一般入学者選抜の結果、入学予定者数が定員に満たない場合に実施する。

2 特色入学者選抜

(1) 募集定員

募集定員（38名）の25%程度（9～10名）とする。（うち、県外指定地域を除く県外志願者2名以内）

(2) 出願資格

鳥取県内の中学校の出身者（卒業見込みの者を含む）で鳥取県内に居住している者、または、鳥取県教育委員会が許可する県外志願者。

(3) 出願要件

特色入学者選抜に出願できる者は、次の各項に該当する者である。

(ア) 基本的生活習慣が身に付き、人物及び学習態度が優れている者。

(イ) 福祉科に対する興味、関心、意欲を有し、志望動機・理由が適切、明確で、目的意識を有する者。

(ウ) 学習成績良好で、第3学年の9教科の評定合計が25以上の者。

(4) 実施期日

鳥取県教育委員会が定める期日とする。

(5) 検査内容

作文と面接を実施する。面接検査は口頭試問を含む。

(6) 選抜方法

合格者は、志望理由書、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接（口頭試問を含む）、作文の結果を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。

(7) 選抜結果の通知等

鳥取県教育委員会が定める期日に、境港総合技術高等学校で実施する。

3 一般入学者選抜

(1) 募集定員

募集定員（38名）の75%（28～29名）とする。ただし、特色入学者選抜による入学確約者数が特色入学者選抜の定員を下まわった場合は、下まわった数を加える。

(2) 出願資格

鳥取県内の中学校の出身者（卒業見込みの者を含む）で鳥取県内に居住している者、または、鳥取県教育委員会が定める県外志願者の指定地域（松江市美保関町、松江市八束町）に居住している者。これ以外に、鳥取県内に居住していて、県外の中学校を卒業した者、および、県外に居住していて、鳥取県内に居住地を変更する予定のある者は出願することができる。

(3) 実施期日

鳥取県教育委員会が定める期日とする。

(4) 検査内容

国語・社会・数学・理科・英語の学力検査および面接を実施する。

(5) 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接の結果を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

(6) 合格発表

鳥取県教育委員会が定める期日に、境港総合技術高等学校で実施する。

(7) 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、繰上合格をすることがある。

4 再募集入学者選抜

合格発表後の入学確約者数が募集定員に満たない場合、再募集入学者選抜を実施する。

(1) 実施期日

鳥取県教育委員会が定める期日とする。

(2) 検査内容

学力検査及び面接を実施する。ただし、学力検査については一般入学者選抜の学力検査の結果を用いる場合がある。

(3) 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接の結果を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。